

第2回家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会議事録

1 日時：令和7年5月13日（火）13：30～15：30

2 場所：農林水産省畜産局第1会議室

3 出席者

委員：島田座長、穴田委員、石木委員、越智委員、強谷委員、林委員、伏見委員、安森委員
農林水産省：畜産局 関村審議官、富澤畜産振興課長、飯野家畜遺伝資源管理保護室長、
伴総括課長補佐、露木課長補佐、佐野技術専門官、西畑畜産専門官

4 概要

【開会】

（飯野室長）

それでは、時間となりましたので、只今から第2回「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして、ありがとうございます。改めまして、畜産振興課の飯野でございます。どうぞ、よろしくお願いします。

開会に先立ちまして、関村審議官から挨拶いたします。

【冒頭挨拶】

（関村審議官）

第2回目の検討会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、本検討会に御出席いただき、ありがとうございます。

前回4月28日の第1回検討会では、施行状況を説明させていただき、これまでの取組に対して一定の評価をいただいたと理解しております。課題と検討方向等について、この法律をより適切に執行するための具体的なご意見もいただきました。本日は、いただいたご意見を基に、参考資料を追加で用意させていただき、更に今回課題としてご指摘いただいた点に関して、検討の方向性についてご説明をさせていただきます。本日も、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えております。どうぞ、よろしくお願いします。

（飯野室長）

ありがとうございました。それではここで、報道関係の方々は、退出くださいますよう、よろしくお願いします。

【カメラ退出後】

【配付資料確認】

（飯野室長）

本日の委員の出席状況ですが、大山委員と小谷委員におかれましては欠席です。続きまして、本日配布しております資料を確認させていただきます。お手元に用意しました配布資料一覧の通

り、本体資料の資料1、参考資料1として、前回島田座長からご紹介のあった黒毛和種と豪州産 Wagyu の官能特性の比較に関する独立行政法人家畜改良センターの論文をご用意しております。参考2として、令和2年の法改正以降に作成して使用してきた主な周知資料を配布させていただいております。不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。それでは、以後の運営につきまして、島田座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議事進行】

(島田座長)

島田でございます。第1回に引き続きよろしくお願いいたします。それでは、議事を進めていきたいと思えます。

第1回では、事務局から法律の施行状況を伺い、課題と検討方向について、各委員からご意見をいただいたところです。本日は、ご意見を踏まえ「課題への検証と対応の方向」について、事務局からご説明いただき、その後、各委員から対応方向等についてご意見をいただき、とりまとめに向けた議論を進めたいと考えております。

それでは、議事「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等の今後の対応について」、事務局から説明をお願いします。

(佐野専門官)

畜産振興課の佐野でございます。それでは、資料1に基づきまして、御説明させていただきます。

【佐野技術専門官から資料1について説明】

(島田座長)

ありがとうございました。

それでは、只今の説明を踏まえて、各委員の専門分野の観点から、主に、検証内容で補足すべきこと、対応の方向について留意すべきことの2つの視点で、順番にご質問、ご意見をいただきたいと思えます。それでは、穴田委員よりお願いします。

(穴田委員)

詳細なとりまとめの報告をありがとうございました。受精卵に係る技術の現状や流通の実態について、改めて現状を把握することができました。詳細に役割分担されて受精卵が生産されている事例もあると理解しました。そのような中で、農林水産省としても技術指導の徹底や家畜人工授精簿への記録などご指導をいただいているということも分かり、対応が取れていると思えます。ただし、気になった点として、資料1P9における家畜人工授精簿への記録とありまして、おそらくこの様式は、家畜改良増殖法上の様式第13号かと思いますが、実態として、受精卵生産の中間拠点など役割分担がある中で、誰がどのように受精卵を生産していくのかと考えた時に、少し曖昧な部分もあるのではないかと思います。要するに、これは1か所の家畜人工授精所で完結するイメージでの家畜人工授精簿の記録かと思いますが、と畜場から卵巣を持ってきて、別のところ

で未受精卵を吸引し、そこからまた別のところで体外授精を行う際、この記録簿において、交配した種畜や採卵の記録などについては、誰がどのように責任をもって記録するのか、どのように現状にあった役割分担をするのかという点で不十分なところもあると思います。そういう意味で、最終責任者というか、最後のとりまとめは、受精卵をストローに封印した人かと思いますが、現行の家畜人工授精簿の様式そのままでは、誰が所有する受精卵なのか、どういう種畜の交配をした結果なのか記録する点において役割分担が曖昧ですので、正確な流れや記録が分る様式が必要かと思います。この点において、受精卵の流れについては、精液ストローの流れと大きな違いがあると思います。これから中間拠点への家畜人工授精所としての指導を徹底していく中で、ポイントとして押さえていただきたいと思います。

（島田座長）

前回同様、2、3名の意見を聴いた上で、事務局から回答をお願いしたいと思います。石木委員お願いします。

（石木委員）

対応の方向に影響することではないですが、2点ほどお伺いしたいです。1点目は、家畜未受精卵の流通が増加している動機としては、雌側からの改良効果の意識が高まっているのか、それとも単に受精卵の供給数を増加したい狙いがあるのか。2点目は、品種の取り違えは、品種のレベルは、黒毛和種や褐毛和種かと思いますが、単に個体の取り違えではないと思いますが、気が付いたのはどの時点でしょうか。それから確認として、とりまとめに入れる必要はないと考えていますが、法律制定時に、家畜遺伝資源生産事業者の通常業務に支障が生じないか心配だという意見が最後まであったかと思います。そうした意見や困っているといった話はないと理解してよろしいでしょうか。

（飯野室長）

穴田委員からのご意見で、体外受精卵の生産工程における役割分担への責任関係について、どのようにしっかりさせるかということですが、前回や先ほどの資料でも説明したとおり、技術指導通知の中で、業務の分担をする際には契約等の締結をしっかりとしてくださいと指導しております。ただ一方で、説明の中でもあったとおり、役割分担のパターンもいくつかあり、それぞれケースバイケースなので、これをしっかり把握していくことも大事と考えており、立入検査で確認をしていきたいと思います。資料1P9における家畜人工授精簿への記録を参照いただくと、流れとしては、卵巣をいつ取ったのか、家畜未受精卵をいくつ採取したのか、体外授精をいつ実施したかなど、時間の流れとともに記録をすることになっています。先ほどご説明したように、家畜未受精卵には時間的制約があるため、それと齟齬があれば判明するような仕組みになっています。

続きまして、石木委員からの意見で、家畜未受精卵を利用する理由ですが、おっしゃるように雌牛側からの改良と受精卵の数を確保する両方あるのだと思います。一方で、雌牛側からの改良は、雄側に比べると効率が良くない、つまり、雄側は精液をたくさん採取することができて、多くの産子が作ることができ、その産子の産肉能力を比較することで、より能力が高いか低いかを判明させることができます。雌牛側については、母親から採取できる家畜未受精卵の数が限られ

ており、成績の比較が難しいので、雌牛側ではなく雄牛側からの改良が主体になります。

また、品種の取り違えがどの時点で分かったのかという点は、資料 1 P10 を参照いただければと思いますが、現在も原因の特定をできていないところです。どこで取り違えがあったかと申しますと、食肉処理場で卵巣を採取する際に、黒毛和種の雌の卵巣を採取しようと思ったらその隣で流れてきた交雑種の卵巣を取ったケース、あるいは、B 家畜人工授精所の方では、黒毛和種の受精卵を取り扱っている隣で交雑種の受精卵を取り扱ってコンタミしてしまったケースも考えられます。

(石木委員)

どこで取り違えたになったかは分からないということかと思いますが、何故取り違えが分かったのでしょうか。

(佐野専門官)

この例で申し上げれば、受精卵証明書に父牛・母牛が黒毛和種として記載されていた受精卵を移植したところ、その産子がブチであったために判明しました。

(石木委員)

品種が違ったので分かったということかと思いますが、家畜人工授精簿の記録上も、実際の産子も黒毛和種だった場合、分からなかったかもしれないということでしょうか。

(佐野専門官)

受精卵移植産子を黒毛和種として登録するためには、全国和牛登録協会において当該牛の遺伝子型の親子鑑定をすることになっているので、そこで判定できます。

(飯野室長)

また、法律制定時に生産事業者に対する支障が生じないようにという点について、現時点で具体的にここが問題だから改善してくれというご意見は聞こえてきませんが、もし追加で安森委員から何かあればお願いいたします。

(安森委員)

資料 1 P 7 において、我々の取組としては、①のとたいから卵巣を採取し、A 家畜人工授精所に流れるということで、家畜改良事業団のバイテクセンターにあたります。卵巣の輸送については、東京の場合、芝浦市場から品川の東京バイテクセンターまで 2 k m 弱輸送し、福岡と神戸にも、バイテクセンターを設置しておりますが、食肉処理場内に併設して開設しているため、輸送には当たらない状況にあります。①から③のうち、もう一つの形態は③に該当しますが、当団獣医師が農家に行き OPU を実施し、現地で前処理を行い、東京のバイテクセンターまで輸送することになります。また、事業団では③のうち、E 家畜人工授精所と F 家畜人工授精所が一緒になっています。我々の場合は、家畜未受精卵の流通ではなく輸送されている状況にあります。

(佐野専門官)

穴田委員からのご意見で、家畜授精簿の記録について、資料1P9家畜人工授精簿への記録ですが、前半の記録は前半の業務を行う者が記録をして、後半の記録は後半の業務を行う者がすることになり、すると後半の方は、前半の記録が分からないことになります。こちらについては、都道府県からも問い合わせがありますが、工程を分担する場合、前半と後半の両者が記録の写しを共有するよう指導をしています。一連の流れが分かるようにし、最終的には、受精卵証明書を発行する方が責任を持つことになります。

(島田座長)

法律施行後に、通常業務に支障があるといった話がありますか。

(佐野専門官)

譲渡等記録簿の整備が義務化されたことで、記録の負担が増加したということはありません、そうした声を立入検査では聞いていますが、ご説明の上、ご理解をいただきながら進めております。

(島田座長)

先ほどのやりとりで、登録を希望する場合は遺伝子検査をするといった話が出てきましたが、登録目的ではなく単に肥育用の黒毛和種を産出させたい場合、検査していないでしょうか。

(佐野専門官)

検査しておりません。

(越智委員)

スマホを上手く利用できるソフトの開発が重要かと思います。民間のソフトの方が使いやすい、システムが認知されていないという意見もあるので、その辺の調整と、ソフト作成の予算も必要かと思います。前回も言及しましたが、現場が面倒くさいから使わないとなると利用率が下がるので、現場が使いやすいソフトの開発をお願いしたいと思います。また、現場の声があまり分からないので、どれだけの気持ちで受け取っているのか等、アンケートの実施などを通じて、教えてもらえればと思います。

もう一点は、家畜未受精卵は凍結できないとのことですが、牛の卵子の大きさは分からないので、1mmくらいでしょうか。今後、家畜未受精卵が外に流れることは心配ないとのこと、凍結から戻したとしても成功率は低いと思いますが、培養液と凍結液は随分改良が進んでいるので、凍結から戻した時の率が上がりつつあります。今後そのようなテクニックをもった者が、家畜受精卵を外に出す事態がいずれ起こるかもしれないという危惧をもっていただきたいです。技術が段々と進化する、そういったリスクも出てくるので、引き続き注視してもらいたいです。

(強谷委員)

越智委員の関係で、民間の精液の情報システムがどのように活用されているのか、よく調べていただいて、そこに活用の理由が隠されていると思いますので、それを踏まえて精液等情報システムと連携させるか、具体的な道筋を検討していただきたいと思います。更に、技術の向上についても、当面、家畜未受精卵の受精能もこれだけ短い間しかない中で、流通が現実的ではないことは分かりますが、日進月歩の技術を常にウォッチいただき、リスクとして生じ得るものとして常に監視しておくべきだと思います。

石木委員のご意見にあった取り違えの話ですが、我々日本家畜人工授精師協会では体外受精卵や人工授精に関する講習会を開催しており、こうした中で関係者の話を伺うと、と畜場で卵巣を採取する際に、一つの容器にポンポン何個もいれているという話を聞いたりします。これが全てというわけではなく一部なのかもしれませんが、法律に関する基本的な知識を理解してもらっていただき、実際に現場での行動に活かして貰う必要があると思います。法律に規定されてことを実施する必然性の認知がされていないから、そういった行為が起こっていると考えます。

また、診断書の交付や家畜体外受精卵証明書についても、講習会で獣医師と話をしてみたら、そうだったのかということで、認知されていない事例もあります。家畜人工授精師の資格は法令研修がしっかりあって、技術的な研修を重ねて資格が付与されることになっておりますが、受精卵移植師になると、法律は既に家畜人工授精師の資格取得の過程で分かっているという前提に立ちがちですが、家畜人工授精師の講習のところで人工授精の内容に集中してしまい、受精卵移植師としての問題意識があまりないまま、法令研修が終わってしまっているケースもあります。

加えて、「(R)」表示について、法的な規制がかかっているという意味では非常に大事なポイントですが、現場で表示されていないということで、契約約款のモデルをみると、「(R)」表示という文言が約款の中にありません。契約締結の際に、「(R)」の表示がされていることを前提に契約約款を修正いただくと、「(R)」表示があるものについて契約の時に当事者が見ることになると思います。契約約款のモデルに記載されていると、契約約款に記載がない場合に気づくことになると思います。譲渡契約 100%目指すのであれば、約款にモデル的な事例として入れてはどうかと思います。

家畜登録に関して穴田専務に質問ですが、登録牛から生産された子牛については、子牛登録の対象だと思いますが、まだ登録されていない牛から子牛を生産した場合は、子牛登録の対象にならないと理解してよろしいですか。

(穴田委員)

登録牛から生産された子牛が登録の対象になります。

(強谷委員)

そのあたり、理解があやふやなままやりとりが進むことがあると思っており、登録しようと思ったらできないケースもあると思います。こうした話も聞くことがあるので、パンフレットなどに記載しておくことによって誤解を避けると良いと思います。更に、資料1 P20 における立入検査についてですが、この説明では、農家のレベルでは、まずは家畜人工授精所として新たに開設したところから立入検査ということかと思いますが、自家授精農家や液体窒素タンクを所有している農家などに対しても、早い段階で立入検査をしてはどうかと思います。全ての家畜人工授精

所を終えてからではなく、ピックアップする形でやってみてはどうかと思います。最後に、資料1 P18 において、所有権や管理方法が精液に比べて「複雑」とありますが、この複雑という言葉が今ひとつ曖昧で、あえて言えば、事務処理や手続きが多いというイメージでよろしいでしょうか。複雑という言葉が、あまりいい意味と受けとられてないので引っかかりました。最後に、資料1 のどこかにおいて、「ロット」という文言が出てきていますが、果たしてこの文言がよろしいのでしょうか。

(佐野専門官)

資料1 P10 において「ロット」との記載があります。

(強谷委員)

この資料1 P10 の「他のロットとの取り違え生じないように留意すること」の「ロット」という概念は、一個体ではなく複数を指していると思いますが、その一部を使うという理解でよろしいでしょうか。

(佐野専門官)

こちらは、違う品種のものもあれば、同じ個体から複数の「ロット」もあり、それを包含してロットと称しています。

(強谷委員)

「ロット」という概念が曖昧なので、基本的には個体ごとに取り違いないようにするという趣旨でよろしいでしょうか。

(佐野専門官)

左様でございます。

(強谷委員)

「ロット」というよりは「個体」が区別できる表記の方が適切かと思います。

(島田座長)

たくさん意見をいただきましたので、ここで事務局から回答をお願いいたします。

(飯野室長)

越智委員、強谷委員の共通の意見ですが、「精液等情報システム」につきましては、まさしく本当に使って貰うのが第一で、資料でもお示しましたが、まずは基本的な機能を作って触ってもらって改修することをしてきて、その中でスマホ対応もやってきましたが、まだまだ操作性が悪いといった意見があるところです。

また、ご意見のあった民間との連携というところには、手をつけられていないので、今後、民間事業者からお話を伺うところをスタートにしてどういったことができるのか、チャレンジして

いきたいと考えております。

続いて、アンケートでの意見の吸い上げにつきまして、この検討会に向けて家畜人工授精所からアンケートを採らせていただいて、その中で見えてきた部分もあります。立入検査の数も年間1,000件も超えてきたので、そうした機会も捉えて現場の状況を捉えたいと考えております。また、技術の向上、家畜未受精卵の凍結については、まさしくおっしゃるとおり、技術の進歩は早いと理解しております。現時点では、家畜未受精卵の凍結はなされていないですが、そういった技術がいつどのように伸びていくか、そういった中でも体外受精卵の生産工程が分割されているところに立入検査をして、しっかりと注視していく必要があると思っています。

また、法律の認識や必然性が理解されていない、というご指摘ですが、今回参考資料2として、周知資料をお示ししていますが、改めて見返してみると、まずは法律を知ってもらいましょうというパンフレットになっていて、何故これをしなければならないのか、これを対応することでどうなるのか、そういったところまでなかなか踏み込めてない周知だったのかなと思っています。今回のご意見を踏まえながら、必然性を理解して貰えるようにはどういう周知がよいか検討していきたいと考えております。

それから、「(R)」表示について、約款との組み合わせのご意見ですが、これまでは、契約は契約、インターネットの約款公表はインターネットの約款公表ということで、省令で定められた一つ一つの行為について周知をしてきましたが、契約と「(R)」表示では役割、効果が異なってくると思います。そういったものを組み合わせ、流通の末端まで周知していく必要があると思います。その中で、ご提案いただいた約款の中で「(R)」表示を組み合わせることについて、どういった方法があるのか考えていきたいと思います。それから、家畜人工授精所を開設してないところにも早い段階で立入検査をするというご意見ですが、やり方は検討させていただきたいと思いますが、まずは、法律の枠組みに入っているところに法令に則った対応をしっかりとってもらうことは、優先してやっていかなければならないと思います。一方で、地域によって、家畜人工授精所の数が少ないところでは、2巡目に入るところもありますので、そういったところで先行してみて、そこで得られた知見をまだやられてないところに展開するなど、様々な方法があると思います。家畜人工授精所を開設していない畜産農家も和牛遺伝資源を取り扱っていれば立入検査の対象とするということを周知して、しっかり目が届いている、抑止力になるやり方を考えていければと思います。資料1 P18の「複雑」という言葉が分かりにくいというご意見について、イメージしているのは、精液生産については、まさしく精液を売るために生産しているので、種雄牛を持っている人が所有権を持って販売しているということがはっきりしているものと理解しております。一方、家畜受精卵の方は、所有者が家畜人工授精所であったり農家であったりと、いろんな生産の方法がある中で曖昧になっているという意味で、複雑と表現をしています。なので、しっかりと、所有者をはっきりさせて取り組むことが大切と記載しており、そのためには、受精卵生産に携わっている家畜人工授精師や獣医師のご協力をいただきながら、所有者をはっきりさせて取り組まなければならないことを周知していきたいと思います。

(強谷委員)

「複雑」という言葉をそのまま使うと分かりづらいので、種雄牛の関係や手続き面で複雑といった形で言葉を加えると良いと思います。

(富澤課長)

卵子の大きさの関係につきまして、いまインターネットで調べたところ、0.15mmで、人は0.1mmでした。また、培養液の話もありましたが、やはり凍結する際には、細胞として卵子はかなり大きな細胞になります。氷ができると、細胞膜を壊してしまいますので、そこが技術的になかなか難しいところです。更に、卵子と精子の両方がないと、現地で黒毛和種の受精卵は生産できず、卵子だけだと他の品種の牛の精液を使って F1 になるので、生産過程も複雑になります。家畜未受精卵の凍結技術自体が難しいので、一般的な流通として確立されておらず、世界的にもそういう状況にあると思います。加えて、強谷委員からロットの話がありましたが、安森委員にお聞きした方が良いかもしれませんが、個体ごとに培養すると登録していた場合は登記対象になりますが、肥育用基牛を生産することを目的に、同一日に採取した黒毛和種の卵巢から採取した家畜未受精卵をまとめて培養して、ロットを組む場合もあるようなので、ロットと記載がありますが、個体で管理する場合、集合で管理する場合もあるため、ロットと記載しております。

(林委員)

今回の検討会のまとめの方向としては、ここまでということで、私も了解しましたが、この方針で進める上でも、本日の意見を踏まえて、実際にお金と手間をかけてシステムの改善をして頂きたいと思います。参考2「我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために」において、家畜人工授精所開設者、家畜人工授精師、獣医師の皆様へ」とあります。「精液等情報システム」を使うと、精液台帳入力、精液入出庫入力、種付・授精報告入力ができるので、そうすると、授精証明書、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿、などの各種帳簿の管理証明書の発行ができるとあります。現場でスマホで入力することができればよいと思います。また、ポイントとして、「本システム以外で証明書が発行された精液・受精卵についても在庫管理等が可能です。」と記載されています。さらに、システムの機能の作り方によっては、本日のいろいろなニーズに応じた形にすると課題解決になると思いました。遺伝資源だけではなく、安全性の観点からもトレーサビリティを担保することが大事だと思います。また、伝染病などが発生すると家畜未受精卵の取扱いについてもトレーサビリティを担保することが重要かと思います。そこで、資料1P9における家畜人工授精簿の上段の雌牛の行の項目に記載された「名前」は雌牛の名前でよろしいでしょうか。

(佐野専門官)

左様でございます。

(林委員)

以前、宮崎県の子牛市場を見学したことがあります。人間より由緒正しく5代くらい前まで名前が付いていて、雌牛も飾り立てられて出てくる、そこまで雌牛も大事にされていると思います。何が言いたいかというと、このシステムでは、家畜人工授精師が入力することになると思いますが、資料1P7記載の、食肉処理場で、とたいから卵巢を採取した者が誰で、そこから家畜未受精卵を何個採取したというように、それぞれのプロセスで入力することができれば、紙が何枚もあるのではなくて、システムの中で記録がつながり、流通がつながる形になり、システムで完

結できるようになります。そうなれば、伝染病が発生したときもトレーサビリティができ安全面でも良いと思います。現在の枠組みを前提として、今後、そういったこともご検討して頂きたいと思います。表示の点については、契約書のひな形を作った時、私は知財法務の人間として、契約の中で「(R)」表示義務を課すことをご提案しましたが、当時はなるべく義務は少なく、シンプルな契約書ということで、表示は入っておりません。ただ、農水省のひな形に盛り込めば、普及力が高いことが示されておりますので、表示を普及させるためには、ひな形に入れていただくと良いと思います。

(島田座長)

ここで一端事務局から回答をお願いいたします。

(飯野室長)

システムについて、ご意見をいただいておりますが、民間との話、現場の声も含めて、検討をしていきたいと思います。その上で、体外受精卵の生産工程を分担する際に、先ほどご説明申し上げましたが、家畜人工授精簿の写しを共有することになっていますが、それをシステムの中でできるのではというのも大事なアイデアかと思いますが、どのようなことができるか考えていきたいと思います。また、約款例への「(R)」表示に関する記載を入れることについてもしっかり検討したいと思います。

(島田座長)

家畜人工授精簿の共有とは具体的にはどのようにされているのでしょうか。

(佐野専門官)

電子ファイルのメールでの共有や、紙媒体の写しの共有もあるかと思います。

(林委員)

コピーして転記するのでしょうか。

(佐野専門官)

共有された情報は、自らの記録に加え一つにまとめるのか、分けて保管するのか、管理の仕方はそれぞれ異なると思います。

(林委員)

その状況であれば、デジタルで繋げて情報共有したいですね。

(穴田委員)

体外受精卵の生産工程を分担する場合、最後の工程を担う方は、最初の情報が曖昧になってくるといふ現場の実情があるようです。誤った事例として、年月日の扱いも、最終的な体外受精卵の生産年月日より後の日付で採卵がされることもあるようです。また、所有者の名前も一致し

ていないこともあり、これらの受精卵の生産に関する記録情報がスムーズに流れていく様式になればより正確性が増すと思います。

(佐野専門官)

資料1 P10 にお示した今回の事例も、家畜人工授精所 A と家畜人工授精所 B のどちらの業務で間違ったか分からない状況であり、当該受精卵産子の補償で揉めることが想定されることも含め、注意喚起をしています。

(島田座長)

それでは伏見委員お願いいたします。

(伏見委員)

このとりまとめの方向で良いと思いますが、資料1のP9・P10・P13について、まず資料1 P9における家畜未受精卵の採取個数を記載することについて分かりましたが、実態として、時間的制約などがある中で、特に OPU を実施する場合は、一度にたくさん採るので、今のところ問題がなくても、記録をしっかりとすることと、管理の中には廃棄することもあり、余分なものはしっかり廃棄してもらうことが大事です。その点を守っていただければ、高性能な培養液や凍結液が開発されても、余分なものは出てこないではないかと思います。これは私が質問するような話ではないのですが、とたいから卵巣を採る場合、優秀な牛から取ろうとする意図があるのか、それとも、採れる牛から採るという考え方なのでしょうか。

(安森委員)

家畜未受精卵については、なかなか時間的制限が厳しいということで、この案でよろしいかと思います。私ども家畜改良事業団としては、資料1 P7 でいうと、年間約4万個の家畜受精卵を配布しておりますが、その9割が登記できない体外受精卵でございます。OPUの部分については登記できるものであり、登記できる・できないというのが、大きな違いかと思います。前回の検討会でも申し上げましたが、5年前の不正事案を受けて、現場から新しく家畜人工授精所を開設した方々から質問を受けましたが、最近は不安だと声はほとんど聞こえてないと思いますが、当初はありました。我々は、九州から北海道まで出先機関があり、「(R)」表示やストローなどについて現在でもご質問をされる方もいます。そのような場合は機会を捉えて、配布している責任として約款を持ち歩き、必要に応じてお伝えてしています。微力ながら我々の仕事の一環かと思っています。余談ですが、今回は家畜受精卵の話がメインかと思いますが、当団では性判別精液を作っておりますが、輸送にかかる技術は精液、受精卵ともに培養液等の技術進歩が要であり長期の保存が可能になりつつあるため、今後の技術の進歩について知識を共有する必要があると考えます。最後に、立入検査において、家畜人工授精師や獣医師へ指導されると思いますが、先ほど伏見委員もおっしゃっていましたが、家畜改良増殖法で規定する行為についても、さらに意識の高い有資格者を育てていく必要があると考えます。

(飯野室長)

伏見委員からの家畜未受精卵の取り扱いについては、これまでのご議論いただきましたとおり、立入検査を通じてしっかりやっていくことになると思います。現時点の技術としては、採取後の状況で保存された家畜未受精卵は、廃棄というか、おそらく使えないものにしかならないと思いますが、それぞれの現場でどのようになされているのか十分に把握できていないところもあると思いますので、立入検査で捉えていきたいと思います。とたい由来の体外受精卵の生産については、「優秀なもの」と「未登記でもよいもの」の両方があると思いますが、資料1 P14の下を参照ください。例えば、雌牛飼養者Eについて、能力高い雌牛だけど高齢で廃用牛にするが後継牛としておきたい場合もあるし、安森委員からありました事業団の事例として、未登記の例は資料1 P14の下の例になると思います。つづきまして、安森委員から、いまでも現場から質問があるということですが、約款と「(R)」表示の組み合わせというのは考えていきたいと思います。また、性判別精液の例を挙げていただきましたが、家畜未受精卵の凍結もそうですが、様々な技術の進捗は日進月歩であると思うので、我々もそういう認識をもって、関係機関から情報収集しながら対応したいと考えています。家畜人工授精師の方々の技術の向上もありますが、我々の補助事業としては、法律の理解というところで、強谷委員の日本家畜人工授精師協会で、研修をやっていただきます。また、家畜人工授精師資格のための講習会についても、できるだけ受けやすい環境を整備しております。

(富澤課長)

実は私も体外授精は若いころ家畜改良センターで経験がございまして、伏見委員からお話がありましたとたい由来の体外受精卵生産については、安森委員の方がお詳しいかと思いますが、家畜改良事業団がとたいから採取した卵巣を使って、肥育素牛生産用に黒毛和種の受精卵をすることに組み込まれています。例えば、群馬県の酪農家や熊本県連と組んで、乳牛に黒毛和種の家畜受精卵を移植してその産子を肥育用として販売していたと理解しております。

血統登録の関係でいうと、私もかつて週に一度程度卵巣を採取しに食肉処理場に行っておりましたが、処理場の名簿と番号を突合します。と畜後、内臓を落としてから卵巣を採取しますが、なかなか大変な作業です。印をつけたビニール袋に入れることで分別できるのですが、効率が悪いので、肥育用ということであれば、登記登録しないこともあるので、集合培養できると思います。

実は、OPUは国内で初めて家畜改良センターで始めたのですが、昔、すごく優秀な雌牛が残念ながら繁殖障害で受精卵が取れなくなることがありました。当時、最終的にと畜後、卵巣を採取して、うまく行けばラッキーということで、体外受精卵の生産を行ったことがあります。熊本のスーパーカウでもそういった事例があったと思います。ただ、それだと1回限りですので、生きている牛の卵巣から吸引する形によって、何度も卵子が取れるのではないかとということで、OPUを始めた経緯があります。

(島田座長)

全体を通じて、何かありましたら、お願いいたします。穴田委員どうぞ。

(穴田委員)

強谷委員からのご意見でありました、家畜受精卵の所有者の問題ですが、飯野室長もおっしゃっていましたが、曖昧な部分がある状況だと思います。例えば、現場では、生産した家畜受精卵をお互いに分け合うという所有の仕方もあるようです。所有者が、採取した獣医師にたくさん採れたので数個譲渡する場合、あるいは獣医師が選んだドナーが優秀だから半分はドナーの所有者に譲渡する場合もあるようで、採卵する前に明確な所有権がない場合、複数の受精卵生産後にどのように受精卵の所有権を決めていくのか疑問に思ったのですが、現在はどういう形になるのでしょうか。

(飯野室長)

当事者間で所有権を決めることになりますが、個別の契約に我々が入り込んでルールを作るのは難しいと思います。その時に所有者となった方に契約を締結してもらうように指導することになると思います。

(穴田委員)

同じ家畜受精卵は、ストローに封入した人が所有者あるいは責任者になるという決まりもないですか。

(飯野室長)

ありません。技術提供だけのケースもありますので。

(越智委員)

資料1 P10 の(4)について、シャーレやシリンジにナンバリングはすると思いますが、針やパスツールピペットには難しいと思いますがいかがでしょうか。

(佐野専門官)

おっしゃるとおりでして、実態としましては、シリンジや針は使いまわさないことを前提として、ナンバリングをせずに、ディスポーザブルで使っているものと認識しています。

(島田座長)

資料1 P11 において、和牛受精卵の生産状況が令和5年で43万とありびっくりしているのですが、雌牛の数を考えると、全部を使いきれずに結構余ってきて、保管庫や保管容器のキャパシティの問題が出てくると思います。5年前の検討会で、廃棄の手続きについて聞いたかもしれませんが、1本何万円のものとなると、悪い考えも出てくる可能性もあると思いますが、確実に廃棄したということをどのような形で担保するのでしょうか。また、最近米農家の倉庫からお米が盗まれることもありましたので、個々の農家で精液を所有するにあたり施錠するなどの決まりがあるのでしょうか。

(佐野専門官)

家畜受精卵の生産個数は増えていて、譲渡されない分は在庫としてストックされていますが、

家畜受精卵も血統等の流行もあるのでずっと保管しておくこともなく、在庫の処分を各家畜人工授精所で対応しています。その際、管轄の都道府県に立ち会いの下、処分の確認をしてもらうよう指導しています。家畜人工授精用精液証明書も再利用されないように処分の確認もしてもらっています。精液・受精卵の保管については、過去に盗まれた事案もありますが、衛生的な場所であることが要件となり、施錠ができるところを合わせて指導しています。第1回の資料でお示した液体窒素タンクに貼付するステッカーにも、施錠の旨を周知しています。

（島田座長）

その他ありますか。本日の議論も踏まえて、ある程度、本検討会における議論の論点が整理されてきたと考えております。この論点を踏まえまして、事務局には、とりまとめ案を整理していただきまして、次回、その案を基に議論しながら、とりまとめていきたいと考えております。

今回の議論の内容つきましても、議事概要という形で各委員にご確認いただいた後、公開させていただくということをご了解願います。

その他、事務局から何かございますか。

（富澤課長）

本日は、貴重なご意見等いただきありがとうございました。次回は、先ほど座長からご説明がありましたとおり、本日のご意見を踏まえて、事務局において、本検討会のとりまとめ案を整理させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程につきましては、6月17日を予定しておりますが、事務局から改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（飯野室長）

本日の議論の内容につきましては、設置要領にあるとおり、議事概要を事務局の方で作成し、委員の皆様の御了解を得たうえで、公表させていただきますので、よろしくお願いします。

（島田座長）

議事概要と資料の取扱いについては、只今の説明のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、第2回の検討会については、これで閉会いたします。ありがとうございました。